

〔 施策 26 〕 あらゆる暴力の根絶に向けた啓発の推進と体制の整備	担当課
あらゆる暴力の根絶に向け、講座の開催や相談窓口の周知を図るとともに、虐待等に対する適切な対応に努めます。	こども家庭課 人権男女共同参画課
〔 主な取組 〕	
<u>人権男女共同参画課</u> ○ 女性に対する暴力の根絶に向けて、関係機関と連携し相談窓口の周知や啓発を推進します。 <u>こども家庭課</u> ○ 保育所や民生委員児童委員協議会、大学等において、児童虐待及びDVに関する出前講座等を開催し、市民や支援者に対し、児童虐待やDVの認識、相談窓口の周知を図ります。 ○ 虐待事例について、要保護児童対策地域協議会等をはじめとする関係機関と連携し、迅速できめ細かな相談に対応し、適切に支援します。	

〔 施策 27 〕 被害者の安全の確保と支援	担当課
被害者への多様な配慮や加害者への制限など、DVやストーカー等の被害者に対する安全の確保と支援に努めます。	市民課 国保年金課 こども家庭課 住宅課 学事課
〔 主な取組 〕	
<u>市民課</u> ○ 住民基本台帳事務処理要請に基づき、DVやストーカー等被害者の住民票、附票等の交付制限措置を行うとともに、改正等があったときは速やかに対応します。 ○ 市民課主導による、支援措置に関する研修会を開催し、庁内各課との連携を図ります。 <u>国保年金課</u> ○ DVやストーカー等、被害者に配慮した国民健康保険の手続きを支援します。 ○ 相談、加入支援の対応を行った全ての記録を残し、情報の共有を図ります。 <u>こども家庭課</u> ○ 配偶者暴力相談支援センターを運営し、DV被害者を支援します。 <u>住宅課</u> ○ 市営住宅への入居にあたって、DV被害者の単身入居での申請の受付やDV被害者を抽選配慮世帯とするといった配慮を行います。 <u>学事課</u> ○ 各学校や指導課等と連携し、DVやストーカー支援該当者について、該当する学校へ通知するとともに、学校へ各事案の詳細情報を提供します。	